

實事譚九編

○腕の喜三郎の實記

腕の喜三郎といふものゝ事演戯あるにも仕組み世に名高
きがさしたる事蹟あるものにあらず初めへ野出の喜三郎
といへり寛文年中をさかりに経たる俠客なり人となり力
量つよく凡そ五人力ほどれ兼ねしが常に二尺五六寸ばかり
りの長脇差を帶び都下を歩行けり或るとき聊さかの事よ
り喧嘩を起し合手のものを打擲せしにその黨與の者大勢
出来り喜三郎をとり圍みて打たんとせり喜三郎事ともせず
ますく勇を振ひ脇差を抜き左ばし駆ひて遂に大勢を
退まくりしがそのをり自からも片腕をきられけり家ふ歸る
後骨のち皮引かりて見ぐるとして属下の者に命ト銀を

もて肩の下のはより引きりて捨させたり看る者舌を卷
きて驚かさるへなししこれより世人の腕の喜三郎と呼べり
故ありて一たび江戸に住みがたく暫らく身を遠國又隠せ
しが後ふたゝび都下より歸り幾程もなく桑門に入り髪を剃せ
りて片枝と号せりとぞ此者の事につきて今これを錄せず
われども皆な信けがたき事のみ多し因て今これを錄せず
凡そ名高くして事蹟のなきものにれ後人これに托して種々の
々の異事を造り出すものなれば心してその眞偽を判つべ
し

○忠臣蔵の實説

(八編の續稿)

四段目の末項城渡しの條

五段目 六段目 七段目

日 今ものする忠臣蔵といふ淨瑠璃の仕組みて四段目れ
本國赤穂と江戸屋敷との事を混交して甚だ事實又相違せ
りそ内匠頭(即ち淨瑠璃)の仕組みて四段目れ
本國にての事ふや江戸屋敷ふての事なり志
ゆゑ本國にての事ふや江戸屋敷ふての事にや更らに判ら
うるに淨瑠璃にて二事を一時の事又取交せて仕組める
ゆゑ内藏助の城明渡しハ赤穂ふての事なり志
腹の塙へ國元より駆附來ると作れるハ例の虚誕にて此時を
内藏助は國元に在りしむり今左に赤穂城渡しの實事を搔
みて記そべし内匠頭切腹の後ち領地没収と事定り三月

二十八日城受取りの上使脇坂淡路守木下肥後守江戸を發て赤穂に赴けりこれより先き江戸より凶變を告ぐる士日にして三十餘里の道を馳せて百五十五里を凡そ五日にして赤穂にいよりければ家老大石内藏助同大野九郎兵衛(淨瑠璃)ふてれ斧九太夫等三百餘人城中に會して評議す内藏助はく君辱めらるゝ時ふへ臣死すといへりこれ誠ニ吾輩節に死すべきときなり然れども死ぬ固より難きあらず時を失ひざるを難しとす諸君いづれを以て死せんとするやといふよ壯士ら皆な城を枕ふして死せるの外別に何をか爲さんこいふ内藏助曰く諸君の言はるゝところ實に然り玄あれども臣たるもの、義主家の爲めになるべき事あるべいかやうにも力を盡そべきにあらずや今主家滅亡

すといへとも猶ほ先君の御弟大學殿の在すありこれ祖先の祀りを奉そべし吾等死を以て幕府ふ請ひ大學殿を跡入に立られんとを圖るこそ肝要あれされども幕府もし聽入しがいふ列坐の人々是れぞ然るべしとて從へり志かるふ據りて後を立るを請ふればそのとき城に立籠り快く一戦して死すべり假令死を以て請願そるともその事成就そべきふものな九郎兵衛一人異議をとりていふやう此議よろしらす城ふ内藏助さにあらず士の重んずべき義なり今大事に臨みて義を守らず徒に幕府をかそる。は是れ死を恨れて荷くもせぬれんとを求むるものなり豈に耻づべきの甚し

きにあらずやといふ九郎兵衛猶ほも辨ぜんとするを原總
左衛門大ふ怒りて異議を唱ふるものへ此の席に居るべからず速に立去るべしといひしかば九郎兵衛せむかたなく
その坐を起ち去れり内藏助やがて多川九左衛門月岡治右
衛門の兩人にくはしく意旨を含め江戸に遣して哀訴せし
めたり玄のるふ九郎兵衛とトメ番頭の者を死をおそる
者多く還々み離叛せしかば後ち二日ありてふたび城
中に會議するに會そる者僅に五十五人にてその餘の者へ
皆至らす内藏助いふやうに城受取上使の來らんも早や
餘日なかるべし玄かるに諸士の叛心かくの如くなれば何
を以て城を守るべき此上使の我ら一同殉死するより外なし
因て我が考へにて上使のいたるを待受け此の意を陳べ

城中にて切腹し以て志を明にせんと思へり我と志しの同
じうらん人達へ各々誓紙に血判をそゑらるべしといふ一
同同意なりとて盟書に姓名を自記し血を刺してこれに注
げりその姓名れ

奥野將監 吉田忠左衛門 佐々木小左衛門 河村傳兵
衛 進藤源四郎 小山源左衛門 佐藤伊右衛門 原總
右衛門 岡野金右衛門 同九十郎 長澤六郎 左衛門
稻川十郎 右衛門 同久太夫 田川權右衛門 渡邊角
兵衛 幸田與三 右衛門 里村伊右衛門 多藝太郎 左衛
門 小野寺重内 同幸右衛門 山上安左衛門 潮田又
之丞 近松勘六 矢野半平 早水藤左衛門 上島彌助
中村清左衛門 橋本平左衛門 間喜兵衛 同十次郎

中村勘助 灰方藤兵衛 高田儀左衛門 仁平郷右衛門
 菅谷半之丞 覆戸新助 千馬三郎兵衛 河内八兵衛
 神崎與五郎 大高源吾 武林唯七 岡島八十右衛門
 豊野三平 豊田八太夫 貝賀彌左衛門 勝田新左衛門
 險山惣兵衛 倉橋八太夫 久下織右衛門 猪子源兵衛
 矢頭長介 同右衛門七 三村次郎左衛門 大石主税
 大石瀬左衛門

右五十五人

折内藏助が江戸へ遣せし多川月岡二人の者、夜を日に繼
 ぎて馳下り城受取の上使に就て哀訴せんとせしに最早や
 上使の出发せし後なればいからせんと案せしが安井彦
 右衛門 藤井又左衛門等と相謀りて故内匠頭の親族某侯に

いたりて内蔵助の意趣を申述べしに俟大にかゝろきて是
 へ以ての外の事なり此事若し幕府に達しなば大學殿をは
 トめ臣下の者をもまで重ねて罪を得ん決して國ふ忠そる
 所にあらずとて答書を作りて二人よ與へ内蔵助に此旨報
 ゼられぬ内蔵助また同盟の士を會していひける事既に
 こゝ又至りぬるうへん吾等城又死せるハ徒に益なきのみ
 渡モベし是れ内蔵助が本意なりそのゆゑいかんとなれば
 こゝにあらず却て大學君を累すのみ因てハ一先づ城を開きて
 去らざると去るとの二ツありこゝふ我々にあらずと城を
 ねて一つの大義を思立てられとも今日に敵ありていまだ
 あらはに口外へ出しがたし一先づ城を開渡して後肺肝を

あらそべしといふ同盟の士案又相違しひれをも深き思慮のあるあらんとてこれふ従ひて一同下城しひり志かる
みたゞ奥野將監河村傳兵衛進藤源四郎小山源五左衛門原
總右衛門の五人跡にとゞよりいかに大學殿の御爲めあれ
ばとて亡君の遺命もなきふやみくと城を渡さんこと臣
道を失ふに似たり城中にて殉死するとならずバ御苦提所
奉らん存命をべきはれなしなどと思ひ込みて論じける
ほどに内藏助諭してそれ事に臨みておそれ謀を好みてな
すれ勇士の好みをるところなり今諸君の論ぜらるゝ皆を
是れ暴虎馮河の識りを免られず我が所存れ城を故なく開
渡しづばし命を全くして亡君の怨敵を討ち其後潔く死に
に

就きて泉下の君に謁せん心ありうらばそれ名も千載ふ
朽ちざるべーといふ五人大に悦びてから遠謀あるとあ
らばいかで死を早まるべきとて各々感涙をそぎて勇み
たちいでや城地を渡その用意せよとて下吏に命を傳へて
万端を整へしめ上使の至るを待ちたりけるるくて四月中
旬にいたり上使到着と聞えければ城中にて命を下し東
内外を洒掃し領内の記録帳面を巨細に調べいさゝか遗漏
なく計らひしは是れ皆内藏助の方すより出たるとなり
十八日上使の内荒木十左衛門柳原采女代官石原新左衛門
獨田庄太夫到着して入城しければ内藏助出迎へ台命謹て

畏り入り入る旨答へ明十九日卯の刻ふ城開渡すべき趣きを申述べ四人を導きて悉く點檢せしめたり四人の者廣間を檢分するとき内藏助謹て内匠頭不調法にて法式の通り仰付られしれ據ろなし志かれども大學安否の義いまだ落着せず臣等一同安心仕りがたければ御取立これあるやう御取成のはじ頗はしくこそいなれといふにいづれも返答なくそのまゝ城を去りたりける其の夕上使の本陣へ内藏助を招き荒木十左衛門いひける今度開城の手筈万端整ひたる段殆んぞ感ト入りより右の趣今日飛札を以てくとしく江戸へ注進せり就て城内にて頗ひの趣きへ檢分の折なれば故と返答に及ばざりしが右をも併せて執政の許へ方進せりとあるみぞ内藏助大によろこび恩を謝して

ど歸りけるかくてその日の申の刻に脇坂淡路守立野を發して成の刻ばかりに赤穂に到着せり内藏助今夜一大事なりとて城門をさしかかるに赤穂に到着せり内藏助今夜一大事巡視しけるが既ふ曉に及びける時木下肥後守士卒を従へて城にいたり使者の往返事を畢れば城門を開き入替りて故なく城を開渡しの事落着せりうりけれど一藩の諸士へ思ひくに城を立退きて四方へ離散しよりける

此の段又仕組める糸定九郎と大野軍右衛門の事あり軍右衛門の事既に七編に記せるが如し軍右衛門へ極めて兎暴ある者なれば山賊をせし事もありしらんとて淨瑠璃作者が想像を以て此段を作り出せしなるべし與市兵衛

といふ者の例の造り事にてかゝる人へなし萱野三平(即ち淨瑠璃にてれ早野勘平)の父、攝津國の郷士ふて萱野七郎左衛門といふ者あり三平の無妻にて死したれべ舅のあるべき謂れなしか、これが此段の全く無根の事を仕組みしものと知るべし。

六段目 勘平切腹の段

此段に出たる早野勘平と、畠野三平の事あり三平の傳れ既に五編記せる。如し三平の自殺、其父江戸に赴くをゆるさるゝを追りて死せしなり決して獸と人とを誤り無用の死を遂げしにあらず又たお軽い五編にも記せる如く内藏助の妻にして三平の妻にあらずお軽の母おかやの如きのもとより無き人ありされば此段り三平が自殺せし

事あるを種として種々の虚誕を附會せしあり殊にお軽の身賣の如きれ妄も亦ふ酷しといふべし

七段目 茶屋の段

お軽の女として内藏助の妻なりこの者を寺坂吉右衛門(即ち淨瑠璃にてれ寺岡平右衛門)の妹にてもと三平の妻ありと作れんこめ故さらに淫酒に耽り遊里に通ひし實事あるを種として作り出せるものなり五編に記せるかかるの實説六編に記せる寺岡平右衛門の實説等を讀まばその妄辨せずして知るを得べし

又此段に出たる斧九太夫と、大野九郎兵衛の事にて九

郎兵衛の内藏助のために殺されしにあらずその實傳へ
七編に掲げたるが如し
(八段目以下の實傳の十編に掲ぐ)

朝比奈三郎の實說○
と久し今實傳を左ふ掲げて以てその妄を辨そべし朝夷名
三郎名ハ義秀和田義盛の三男なり(義盛の長男ハ新左衛門
次男二郎義氏三男義秀なり)初め安房國朝夷郡に居りしを
遂に畏みて直に海中へ飛入りて游泳し往還ると數遍なりしが
泗人にすぐれたり將軍源頼家ある時小坪又遊び義秀の善く
ありて義秀三尾の鰐魚を捕へて出來ず人々あとやと思ふ間に少々
て驚けり後ち義盛兵を起して幕府を攻むるにふよび義秀

門を打破りて進み入り當るにまかせ縦横又衝きければ向ふところ前なく五十嵐小豊次萬貫盛重新野景道禪列連乗高井重茂等を擊殺し北條朝時を傷けり尙ほ先進みて力戦し足利義氏に政所橋にて出遇ひしるべ直にこれと組撃んとせしに義氏馬を躍らせ墮を踰えて去りたり義秀もふなトく跡えんとせし馬そでに疲れぬれバ跡ゆると能はず橋より廻りて追撃んとするところを鷹司冠者朝秀遮りとやめて義秀と鬪ひ其間に義氏へ遠く去りより義秀またも進みて幕府に向ひんとせしとす信光の子信忠父を救はんと遇ひしかば直に接戦せんとす信光の子信忠父を救はんとて馳來りて義秀に當りければ義秀殊勝の若者やとて舎て戦はず進み行くをりから小物資政轉鬪して前めバ義秀直

に擊てこれをも殺せりかゝりければ凡そ義秀の鋒に當るもの一人として命を隕さざるゝなしされども既にして義盛の兵敗れ鬪族死亡しければ義秀今れ詮あしとて五百人を率ゐ船みて安房又走れり後ち其終る所を知らず或ひに戦死せしともいへり時に三十八歳なり世義秀ハ鞠繪の子ふして源義仲戰死の後鞠繪捕へられしを義盛請ふて妻とし生めるところなりといふれ大なる謬りなり義仲の敗死ハ元暦元年あり又た和田義盛の滅亡ハ建保元年みて此時義秀三十八歳とあるふ據りて逆算それば義秀の生れしより元暦元年まで九年とて此時安元二年のことにて義仲敗死の年より九年前み生れしより俗傳に往々年代矛盾する事ありて容易ふ信をべからざると率ね斯くの如し

義秀の海外に逃れしといふ事確實あらずされども平氏
系圖にいゝ義秀敗戦の後安房に逃れ遂に高麗に赴きし趣
きを記せり又た朝鮮釜山浦なる絶影島み我が延寶年中
まで義秀の祠現る在りて土人時にこれを祭れるよし傳
へたりいかゞにや
又義秀の曾我兄弟を助けしといふ事及び松島局の事
正しき書又見あらす是も亦は後人の作り設けし説な
るべし

○

(第八編の續稿)

長兵衛が芝居にての喧嘩江戸市中の評判となり流石の水
野十郎左衛門も此度の幡隨院に打負けたりと噂さ高うり
しが喧嘩より三日め又あたり一人の武士馬ふ跨り供の者
を具して長兵衛の方に來り長兵衛は在宿なりやと音信ふ
いふ長兵衛出迎へていづれより渡らせらるゝやと問ふに
いふ長兵衛出迎へていづれより渡らせらるゝやと問ふに
やう主人十郎左衛門ナ越しんれのねて御名を承りつれど
もうまだ好き折ふくして御意を得ずさるに先づ頃芝居に
て不慮の喧嘩起りそのみぎ十郎左衛門の家來酒に給べ

酔ひ貴殿同伴のうたへ慮外いたしはを御立腹みて御折檻
 ふあづかれりその節見受けは自身の取廻し天晴御頬もし
 くこそ感じ入てはれ世上にてひかゝ風評いたしはと
 も十郎左衛門へ中りて碎くる男達なり左様の事を心腹に
 ハ留めやすす貴殿の御力量江戸に上超ものあるべから
 ずと存するうへり以後心やそく御意得たくい明日御閑に
 あられはは屋敷へ御出下されまトキやそのため使者を
 以て入拙者ハ保昌庄左衛門とやすものなりと演る長
 兵衛聞きて最前より上るごとく料らずも御歴々より感
 懇意にまかせ明日參上いたし御禮上べしと答へて使者を
 をバ歸しける長兵衛跡にて熟考するに是れ正しく我れを

呼びよせて意趣をはらす支度ならんされども今辭して往
 かざるときに男達の名を汚るものあり唐犬放駒等に相
 談するも卑怯に似たり死を決するうへりいかなる天魔外
 道の中なりとも恐るゝに足らず快く赴きて末世の名をと
 らんとて翌日衣類を改め假令内心はいかにもせよ彼れよ
 り禮節を厚ふして使者を遣しるとなれば我れよりも禮
 を正うせんと思ひ黒茶うちの小袖ふ照補色の麻上下をつ
 け二尺三寸金持への脇差を帶び供をもつれすたゞ一人に
 て水野の屋敷へ赴きけりかくて中の口にいたり案内する
 に取次の者出て名をたづね玄關より上られよといふ長兵
 衛その儀はぞかり多し是れよりといふを苦しらす主

門出來りて昨日之じめて御目にかかり罷歸りて御返答す。即ち今日朝のはどより御出を待ち居れり追付御目みかゝる。の趣き十郎左衛門へテ聞せしところ殊の外満足いたし。即ち今後ハ別懇に願ひたしと互みに禮を施しけり玄ばらくあり。以後ハ別間へ案内しこれへとありければ益々禮を厚うして平伏せり。十郎左衛門の別あれば益々禮を厚うして平伏せり。十郎左衛門のさねて昨日使者を以てテ遣せしとほり年來芳名の聞及びてられどもいまだ出遇ふべき折なうりし玄。

かかるに先頃芝居にて画きのほそ見うけ感服又堪へず我々仲間の者數十人あれども貴殿の片腕ふかよぶべきなし。聞きつるより世上ふてれ此十郎左衛門の男あり善ハ善惡ハ惡い。うで改むる。トめての參會あればゆるくと物がたりありて然るべしと酒肴を運ばせ盃とり上げて長兵衛みさせり長兵衛猶ほもつ、一にて拙者如き下郎ふ有りがたき仰の段胸ふあまりて御受や上ぐべき詞なしと盃をうけて傾けたり兒小性せり五六人華美なる衣裳にて酌をとり追々に料理を持運び處

狭きまで陳列せり相伴人ともの四天王にて吸物の數をかさね
ますく盛宴となり早や夜に入りて五ツ半時ごろ又至れり綱七合入りの大杯を取出し自から干して長兵衛にさそ
長兵衛一ツうけて保昌にさそ保昌又た傾けて長兵衛ふす
めけり長兵衛引うけ飲んとそれども晝時よりの飲みつ
や醉伏せんと思ふにぞ入りあはり立ちかとりて勧めし跡を益を
なれば今や大杯に持あぐみて扣へしをこゝぞとて定光が
酌とりて是非一献をとつぎのくる又長兵衛思とす跡すさ
りて是の堪へずと辭するを十郎左衛門綱保昌左右より詰め
うけて是非にと迫る長兵衛大にこまり後ろへ引さがる時ヒがけ投なげ分をうかべひ定光持たる銚子を長兵衛の眉間へ目がけ投なげ

げつけたり熱湯の如く煎トつめたる酒あればいふで溜る
べき兩眼に入りて眩めき驚くところを十郎左衛門立上り
抜きうちよ左の頬より顎へかけて切附け保昌季武左右より
心得たりと抜かんとするふとあたはず其の内よ保昌大身の槍にて胸元より背へか
けて突きぬきければ長兵衛心へはやれども酒十分に飲みたるうへ目つぶしたれ六人又取圍まれしとなれば歟す
るあたはず遂に寸々に切殺されて死しひりけり時に慶安
三年寅四月十三日あり享年三十六なりしといふ十郎左衛
門今こそ本望遂げたれ死骸を川へ棄てよと命するに心得
ひへぬとて中間ども入り來り死骸を庭につゝみ夜のうち

に隆慶橋より流しけるのくて長兵衛の方にて翌日には
 さりても長兵衛歸らずさてと思ひ唐犬放駒を先どして
 男達も四方へわのれて尋ねしみる隆慶橋の下流にて漸う
 死骸を見出せりさて氷野の所爲とい悟りたれども先づ
 葬むるこそ肝要なれどて年來懇意のものとも寄集り女房
 ふ力を添へて厚く葬送の式をいとなみけり是ハ長兵衛が
 殺されしより三日目のとありさて男達も集會して長兵
 衛を殺され此のまゝ引込みなば何面目に世上を渡るべき
 氷野の外出を待ちうけ復讐すべしとその機會を待ち居た
 りのくとも知らねバ十郎左衛門ハ此ごろハ長兵衛のため
 ふ心氣を勞せり漸うのとにて本望達しぬれば祝ひとして
 吉原へ赴き宴を催さんとて懇意の旗下を伴ひ四天王を引き

つれ小石川より舟にて吉原へいひり馴染の遊女屋へ登り
 盛宴を張りて樂めり翌日も流連して三日めの朝にいより
 今 日 一先づ歸るべしとて卯酒を傾け土手へ出で舟川戸
 人にの町奴も踊り出て矢庭に十郎左衛門等へ打てか
 氷野を冥途小八四天王をば大佛小佛勘三公彌平神田彌吉が引
 つかみて捨伏せたり權兵衛聲をあらげて我々が親分た
 る幅隨院長兵衛をよくひ欺かり殺したりあく只今引捕ふ
 切るべき脇指なし大儀ながら玄ばらく活置きて曝物とそ
 べし今唐犬權兵衛がこう剃をして取らせんとて懷中より

剃刀ハサミを取出し十郎左衛門の鼻と耳とを切取たり三人の頬下ヒゲ四天王にも銘々右の趣おもてきを罵り辱はずめふあトく耳鼻はなそぎ去り大小刀を奪ひとり石を敲たたきて微塵けいじんに打折うちをり思ひのまゝに遺恨ゆいんを晴らせりとて静々として立去りける

長兵衛冰野ひやのの方へ赴おもかきしより遺せし辭世じせいの和歌わがなりとて一古寫本こしもん又左の如く載せより

三品さんひんの臺た

に法ほ

の舟川戸ふながわど

佛ぼつ

のなか

のはとけ

なりけり

長兵衛の墓は淺草寺町あさくさてらまちの五臺山文珠院源空寺(淨土宗)に在り境内けいだいの西にしの方がたの奥おくにて地藏じぞうを彫くりつけその左右うしやうふ

長兵衛夫婦ふうふの戒名かいめいを彫くれり

長兵衛

の紋所もんしょ

の種たね

々に傳つたへ又また

る墓石はいせき

又も他の紋もんを彫くり

づけあれとも實じつれ陰かげの三みツ引ひきなりそれ其頃そのころの古寫本こしもん又

長兵衛の殺さつされし事を記ししその末すゑ又長兵衛が脱ぬぎ置おききし羽織はおりの陰かげの三みツ引ひき紋もんのつきしが屏風びやうぶに懸かかけありし飯おひる

きを載のせたり是れにて知しるべし

又長兵衛の古墓こはの傍わきらに文化年中ぶんかねんちゆう幸四郎こうしやう夫五代目め幸四郎こうしやうが碑ひを建たたりそのとき幸四郎こうしやうの長兵衛ながひょうえの供養くようをいとなうみ追福ついふくとして金かなを源空寺げんくうじへ寄附よせりとぞ世謬あやまりて長兵ながひょう衛えの墓は幡隨院はんずいん又ありと思おもふおもふ非ひなり

(以下十編べん又掲かく也)

剃刀を取出し十郎左衛門の鼻と耳とを切取たり三人の領下四天王にも銘々右の趣きを罵り辱めしめおふトク耳鼻そぎ去り大小刀を奪ひとり石を敲きて微塵に打ち折り思ひのまに遺恨を晴らせりとて静々として立去りける長兵衛水野の方へ赴きしをり遺せし辭世の和歌なりとて一古寫本又左の如く載せより

三品の臺に法の舟川戸

佛のなかのはとけなりけり
長兵衛の墓は淺草寺町の五臺山文殊院源空寺(淨土宗)に在り境内の西の方の奥にて地藏を彫りつけその左右み長兵衛夫婦の戒名を彫れり

長兵衛の紋所の種々に傳へ又は墓石も他の紋を彫り

づけあれども實は陰の三ツ引なりそれ其頃の古寫本又長兵衛の殺されし事を記しその末又長兵衛が脱ぎ置きし羽織の陰の三ツ引紋のつきしが屏風に懸けありし趣きを載せたり是れにて知るべし又長兵衛の古墓の傍らに文化年中俳夫五代目幸四郎が碑を建たりそのとき幸四郎は長兵衛の供養をいとない追福として金を源空寺へ寄附せりとぞ世謬りて長兵衛の墓は幡隨院又ありと思ふハ非なり

(以下十編又掲ぐ)

○朝比奈宗兵衛の實説

朝比奈宗兵衛（あさひな むねべや）の大坂にて名高き俠客あり此者の事（こと）ハ演劇にも種々仕組みられどもいづれもその名（な）を假りるまでなり其實事の一ツ二ツを記さむに宗兵衛（むねべや）の新轍（しんじゃく）に住み常（つね）に人の難に赴き窮（きゅう）を救ふを好みしが疎暴（ぼう）の行（おこ）ひも亦た少からず若き者など集め振舞（まわ）を（かわ）る毎にその十歳のとき武家より取りし過証文（あやまつせうもん）を懸物（かげもの）と爲し壁間に掲げて示せしよしの証文の由來（ゆらい）ハ宗兵衛十歳のとき男達の仲間と共に堤（つつみ）より涼み居たりしに年ごろ三十四五と見えし武士いかにも逞しく丈夫なるが大小刀貫ぬきにして堤（つつみ）を通り過けるを人々が見て天晴の男ぶりかな中々これほどの人と出入しれ勝がたからんといひければ宗兵衛聞きて我れ彼の侍

をあやまらせ見んといふ人々入らざる事なりと止めける
が何時の間にか其塙を駆出して突然右の武士に組附され
ば小童のとゆゑ拂のけて通りしに及立よりて投げて行過
遍どもなくなしければ面倒ある小卒かなとて投げて行過
殺されよとて取附きて放さず武士も持餘して小童を殺さ
んも大人氣あしと詞を和げ故いきどふる事あらば了簡いさ
きけるを宗兵衛投げられて最早や堪忍なりがよし
に望みしゆゑ始めり拒みけれども何分書附をひまこれとて頻り
しひまへとて動かざるゆゑ己むを得ずして書附を與へし
を後ち懸物として生涯人に示せしなりと又た是れ晩年の
事なりしが或る時宗兵衛の長男某とてまだ六七歳なるが

近所の子供と共に遊び戯れけるをりのら干鰯の俵高く積
重ねし上又三四人の子供が登りしうちの一人が宗兵衛の
子を突落しふるに痛く急所を打て忽ち氣絶せりこれを見
て宗兵衛は更なり突落せし小童の両親も驚き騒ぎ先づ宗
兵衛の子を介抱し氣つけなべ吹込みければ漸く人心地れ
つきたれども戻りき小兒の傷なれば治療の甲斐なく程あ
く果敢あき身とへありにけり斯くと見るより彼の突落せ
し小兒の父母れ其子を連來りていのふ子供の業とへいへ
と御子息の敵れ正しく此倅なれば解死人にとりて存分に
いたさるべしといふを宗兵衛手をこまぬき默然として聞
居しが打笑ひていふやう成ほど御言分り一通り尤ものや
うに聞ゆれども其兒を解死人に取ればとて我が縁の蘇生

いたすべき譯もなく又何の辨別もなき幼少の子があせる所爲あれば左のみ恨みどん存トヤサす去りあがら此方も俄に倅を亡ひ淋しければ所詮解死人となして恨もあくや分もなしとて連來られしとなればその子れ有りて無きものあり倅の代りに此方へヤ受け我ら夫婦の中の子とふさん此儀いかゞといひければ彼の夫婦れ大に悦び此上ハ何事もヤモヤモまじ是れまで預うり置きし子お受取あれと指山し嬉し涙ふ咽びつゝ歸れりとぞ尙ほ宗兵衛の事ふつきでね談もわれそも零しぬその墓れ同地千日なる竹林寺に在り實曆年中建る所ありといふ

○淀屋辰五郎實說

富豪を以つて世に聞ゑし淀屋辰五郎の事ハ稗史小説にも種々に作りたれどもその實說ふ至てハ大又世上傳ふる所と異なるものあり今その大要をかゝげむに淀屋本姓ハ岡本祖先の名を三郎右衛門といへり大坂北濱に住み材木商なりしが徳川家康公大坂在陣のとき茶臼山天王寺等ふ陣小屋を造りて献納せしゆゑその賞として八幡にて山林田地三百石を賜えり帶刀免許のため八幡傳格に列せられ且つその請ひにより諸國より大坂及び堺へ来る干鰐の運上を賜これりこれより家富み大に繁昌して自から家宅の前へ橋を架して淀屋橋と名づけ四十八戸前の土庫を建列ねその昌盛いふばかりなし三郎右衛門死せし後ちその子某しづ

あとく父の名を襲ひ三郎右衛門と稱せしが老後隱居して古安と号せり古安奢侈に耽り家宅を百間四方に造り廣げ結構の美々しさと譽ふるにものなし大小書院へそべて金にてはりつけ銀襯をたてめぐらし庭に奇石珍樹をうつさせ又夏屋敷と号して四間四面なる一室に雨櫻を廻らし硝子の障子をみて天井もかなしく硝子にてはりつめ清水をさへ金魚を畜ひしといふ是よりてその豪奢のほどのを知るべきなり是よりて西國諸大名の用を聞き金を調達せしかば手代らにいたるまで大祿の武家と膝を接して威を振へば古安へうまれつきたる華奢のなればこの事を面目よもひ千兩借用の言込われば千五百兩を用立千五百兩とあるより二千兩を調達するといふほどの次第又

有金減して始めの如き勢ひなけれども古安商賈の家に生れながら算術に通せず衡の目を知らず親よりの譲り金へいのほをわりしやさへ知らざるほどのとあれば終にれ家産大に傾きけり志かるに古安に四人の子ありしが三人へ早世して末子辰五郎のみ残れり辰五郎へ古安が六十歳のときに設けして辰五郎十歳のとき古安へ死せり辰五郎幼少ながら家督を承ぎ手代らにまかせて家事を治めしめしが他へ出しする金銀へまそく返らず漸う干鰐運上にて家内百七十人を養ひぬけり辰五郎十七歳になれるとき手代らが誘ひて新町の遊廓へ伴ひゆき吾妻といふ娼妓を相方に出せしが殊の外辰五郎の意みかなひ終に翌年元禄十二年身受の約束をなせりされどもその身の代金

ハ二千兩といふ大金あれバ辰五郎は手許になし因て權六
といふ手代又融通方を命じけるに權六は幸右衛門といふ
ものと談合して天王寺屋五兵衛に無心を言はゝ忽ち金
源右衛門を借主として辰五郎を請人となさば相違なく塚
明くべし先づ天王寺屋へ相談せんとて權六は天王寺屋五
兵衛の方へいたり小西屋源右衛門長崎へ遣はす藥種の代
金二千兩よさしつかへ辰五郎の方へ無心や來りしが折惡
の儀ハ辰五郎を請入みて源右衛門へ二千兩を貸渡し下さ
く辰五郎も上納金のたゞ入用多く手岡へたれバ小西屋
やあすべし小西にひいまだ面會せざれども辰五郎とのよ

り加判とあれば承知せり証文御持參あれば金子お渡しや
そべしと答へけり權六仕濟したりと大に悦び立歸りて此
事を幸右衛門に語り此うへれ小西屋へたのみ借主に立るば
のりなりといふ幸右衛門考へていやとよ天王寺の金早速
貸すべしと承知せしも小西屋の惜なるゆゑ説明きしなり
今小西屋を借主ふ頼むとも中々容易ふ承引する人にあら
す幸ひに毎度小西屋より商用のとにつき道せし請取の手
形があればその手形の印形をぬそみて早々説明くべしとて
て巧みに謀判を据へ辰五郎の加判を切りぬきて証文を志たゝめこれへうつし
て右の手形の判を切りぬきて証文を志たゝめこれへうつし
て巧みに謀判を据へ辰五郎の加判を添にて天王寺屋へ持
徑き一禮述べて二千兩を借受け遂に辰五郎に渡して吾妻
を身受せり

此の事をその後大坂にて吾妻受出せ山崎與次兵衛と歌につくり遙に狂言に仕組み辰五郎の替名を山崎與次兵衛と作れるといふ既に六編に記せるが如し
うくて月日経て返済期限となりければ天王寺屋にて權六を呼びよせ小西屋へ口入の金約束の月切れより其方より請取り早々返済あるべしといふと權六畏りぬと答へて歸りしま、幾日たちても返答なし天王寺屋餘りの事ふもひ小西屋の方へ直に催促の使を遣りしに小西屋源右衛門大にふそろきて是れ思ひもよらぬ使にあづかるものうなるゝる事ハ夢を知らぬ事なり罷歸りて此段五兵衛どのへやされよと放し切る返答ふ使も亦ふそろきて走り歸り右近趣き報せしに五兵衛も亦た大又ふどろき合点

の行かざる小西屋が返答かな體に印形据へたる借用証文まで差違しぬを定めて仔細のあるならんとまた權六を呼びふ遣せと權六へ天王寺屋より催促を受クし後外よりまた借出して速くこれを返し詐偽のあとをふやはんとて大坂中走り廻るうち天王寺屋より頻々に便を以て呼立るゆゑこの大事出来せりとて忽ち幸右衛門と、もに逐電せりかくと聞きて天王寺屋の權六の欠落合点行ゆぬとなつて大河捨置くべきにあらずとて小西屋源右衛門を迎へ直談にて様子を問ふに最初のとやりなと証文に判据へたるいのうどいへれたとへ何千枚の証文もありとも借りたる覺ぬなしといふ然らば是非なし官府へ訴へんといふと勝手よめされとて源右衛門へ立歸りたる今へよむところなきと

なりとて天王寺屋より町奉行松平河内守へ出訴せり因て奉行所にて天王寺屋の方ある証文を吟味せしに借主小西屋源右衛門請人加判辰五郎なれば小西屋を尋ねるに一向覺えなしと答ふ辰五郎を召出し尋ねるに是れまた前後存ぜざる旨を陳ぶ段々吟味のうへ是れ口入人の所爲に出るものならんとて夫を指圖ひりしが辰五郎の罪のがる、と能はずその日より牢舎に繋がれけり

(以下十編にかゝる)

○本朝廿四孝の實説

「本朝廿四孝」といふ淨瑠璃世に傳どりて甚だ名高し此淨瑠璃は作者ハ竹本三郎兵衛といふものなり(三郎兵衛ハ竹本筑後様の長男にて幼名徳三郎といへり)此淨瑠璃中に仕組める武田勝頼上杉景勝山本勘助等の事ハ諸書に見ゆたれバ今辨ずるを待たず一世人その實傳を知れるあらん因左に記すべし山本勘助と直江山城守との兄弟あらぬ事なべいさ、か脚色の種としたりと思くる、事のみを摘みて左に記すべし山本勘助と直江山城守との兄弟あらぬ事なふれ今更ら言ふを俟たざるところなるが勘助の母越路の下駄を上杉景勝が拾ひなほして暗にその子をばぞむといふれ彼の前漢の張良が橋下にて黄石公の脇を拾ひてこれを持げ兵書を授かりし故事をそのまゝ嵌めたるよて又

直江山城守がその母へ孝道を尽さんとてその子を棄るゝ彼の支那の二十四孝中にて聞えたる郭巨が士をはり子を棄てし故事を用ゐこれらへ因みて「本朝廿四孝」といふ名題をも下せしにて是らの事へ固よりの虚誕なり武田勝頼が身替りももとより根なし説にて八重垣姫といふものなぞもあし彼の狐火の段め武田家に法性ととあふる兜ありて信玄常にこれを冠りし由あればこの事を種として作り設けしにて狐渡らぬその先に湖氷の氷を涉れば冰破るゝといふれ支那の某湖れ冬日氷の結べる日人これをわたるに狐の渡りし蹤あるを認めその後ち涉る例にて是れ狐の疑がひ深きものなれば氷の厚からざれば決してわたらず氷下の氷音を聴きさだめて後にわかるゆゑなりといふ事れ諸

書にも見えたれば是らより思ひつきて作り出せしなり(訓訪湖にても現に狐のねたりし後ならで氷上を往來せざるよし)されば此の淨瑠璃れ人名の大抵實に有りし人の名を用ゐたれども勘助の母越路等を除き事跡れ皆な作者の恣意み作り出せるにて實傳にかなへるものなし但し勘助の眇目なりし事等だけは實傳にて勘助へ少きより一目を眇したりしは上杉家への義又迫り自から抉りしたるよしされども是れも上杉家への義又迫り自から抉り常あれべわながちふ此の作者のみを尤むべきよあらず瑞瑠璃作者れ古人の名を假り種々の異事を附會するゝその此の「本朝廿四孝」の淨瑠璃を始め興行せしれ明和三年成の五月にて大坂竹本座に於て大當りをとりしがぞ是

れ例の縁狂言なり歌舞妓にて翌明和四年亥の八月始めて同地嵐三十郎坐に於て演せり東京にて安永五年申の六月十一日初日にて興行せしが始めにて此とき慈悲藏を圓藏横藏を仲藏八重垣姫を菊之丞勘助の母を助五郎勝頼を三五郎慈悲藏の女房おとねを金作越名彈正を勘左衛門等がつとめしがこれより引つきて興行し遂ふ今日にいふるまで傳はるに至れるなり

○由井正雪丸橋忠彌の實說（八編の續稿）

正雪駿河を去りて後ち江戸へと志し來りしが固より兵法を學ぶに志しられば師と頼むべき人がなど尋ねしがごんとて不傳の方へはたり頼えたき事ひて來れるよしを取次の者に言入れし又不傳出逢ひて何用あるやと問ふ正雪にはくら名を承りわざく尋ね來りしものなま草履足れど別に公用なしとて立んとせしに正雪玄闕の前に跪き思ひ入たる体みて居たまければ不傳あはれに思ひて左

まで思ひ入り更トとあらば奉公^{はうこう}必ものく勝手へまゐりて
兩^{りょう}三^{さん}日^{にち}休足^{きゆつしょく}せよとて奥へ入りければこれより四五日間止
宿^{しゆく}してゆりしが正雪^{まさゆき}何^{なに}とぞ此家に足をとめたしと思ふ
にぞ方事不傳^{ぼうじ}の心^{こころ}にかなふやう勧めければ不傳二なきも
のと思ひ遂^{つい}にそのまゝとめ置けりこれより正雪深く心^{こころ}
を兵書^{へいしょ}に潛^かめ日夜修學^{じゅがく}せしかば三年やど經し後に^{のち}學頗^{がくほ}
る成り不傳^{ぼうじ}に^いへ男^{おん}子^しなく一女^{めのわらわ}子^しあるのみなれば終に正雪を以^{もつ}
て養^う子^しと定め家を繼^{つぐ}がしめたり是より正雪^{まさゆき}補^ほ氏^しを冒^あしま
す^く兵學^{へいがく}を以て諸家へ出入せり不傳^{ぼうじ}の娘^{むすめ}の後^{あと}故^{ゆゑ}あり
て尼^{あま}となれりとめへり是より先き正雪^{まさゆき}ひそめ又^{また}補^ほ氏^しの系^{けい}
圖^ず菊^{きく}冰^{ひや}の旗^{はた}などを偽^{うそ}造^{つくり}して信濃國^{しなのくに}なる淺間山^{あさなさん}に埋^うめ置^{おき}き

しが此と^と掘出^{くわいた}して我れり補氏^{ほし}の遺裔^{いえい}なりとまそく稱^{めい}
して人に^{ひとに}誇りしかば多く^{多く}これに欺かれ其名世^{よのよ}上^{じやう}と高^{たか}く
なるに從^つひて門人も次第^{しじ}に増加^{ぞうか}して終に四千餘人^{よせんよ}人にふよ
びけり正雪^{まさゆき}ひそかに謂へらく我れ嘗て太閤^{だいか}の立身^{たちみ}を聞き
れ代りて兵權^{へいぜん}を握^つらんも之^を同志^{どうし}を募^つりいかで徳川^{とくが}氏^しを倒^{たお}し我^わ
を諸家^{しよけ}へ薦^{すす}めて祿^{ろく}にありつゝをば悉^ごく引^ひ入れてこれ
を^とて志^しのびくに用意^{ようび}をせし正雪^{まさゆき}よし^まとされば乃^{おな}ち右^うの職^{しょく}人に命^{めい}トて
家^{いえ}を造りこれへ住^すこせ置^{おき}て諸家より具足^{ぐそく}をよろひさせたし正雪^{まさゆき}よし^まとされば乃^{おな}ち右^うの職^{しょく}人に命^{めい}トて

注進せしかばかく大勢の職人を抱へあるも是れらのため
なりと思へば怪るものもなかりけりて、秦氏の遠裔に
九橋忠彌といふものあり出羽國山形の遠にて幼名を吉十
郎といへりその母思ひける今我々浪人となりかく貧し
く世を渡れども元は名家の裔なりせめて倅をバ武士にな
さんものをとて劍術の師を選み習學させしに忠彌殊に槍
術を嗜之寶藏院流の人ふ就きてこれを修めしが數年を經
てこれよ達し九橋の十本槍と稱じて別に表十本を使ひ始
むるほどの名手となれり忠彌同郷の友に芝田三郎兵衛と
いへる者ありて江戸へ來り兵學を以て門戸を張り三百人
ばかりの門弟ありしが偶と忠彌の事を思ひ出して古郷の
友忠彌れいか暮すらん今や槍術にも定めて達せしなら
ば

ん召登せて一流の師範ともなさば世渡りの業も心易かる
べしとて江戸へまゐるべきよしナ送りけるに忠彌御心へ
添けあけれど身貧なれば路用に差支ゆる趣き返答す三郎
兵衛尙ほ便なき事におもひ路用として金若干を贈り是れ
ふて速々登るべきよしを言送りければ忠彌大によろこび
いそぎ江戸に來り三郎兵衛の世話をもて本郷御茶の水邊
もなく二百人餘ふよべり感るとき三郎兵衛訪ひ來りし
らん、武藝諸道ふ達したりとて日ごろ高慢に人に語るよ
し何れともあれ槍術に於ては渠ら如きに譲るべしとも思
はず拙者のの者をたゞね往きて槍を合せもし渠が負なば

槍の指南を止めやせん又た拙者敗をとらばかれふ従ひ弟子とあらんかれにのみ言ひよきまにいたせんと一轟の師をするものゝ耻辱なりといふ時に奥村八郎右衛門といふものその坐に來り合せしがこの八郎右衛門も弓術を以て世を渡るもののあれべ忠彌の詞を聞き我れも日頃爾思へりとて三郎兵衛の止むるをも聽き入れず翌日遂に相伴ひて正雪の家に赴きけり正雪早そく出迎へ御兩所打連れて弊宅へ入來ありしれ有りがよしの如き耳ふとやろき居りじがかく面會を得て此上の満足あしと述るを聞きて兩人膝をそゝめ我々今日参りしれ餘の儀にあらず手合せいとし度ためありといふ正雪承知して之からば未熟ながらは合手になるべしとて是れより互ひにと述るを聞きて兩人膝をそゝめ我々今日参りしれ餘の儀にあらず手合せいとし度ためありといふ正雪承知して之からば未熟ながらは合手になるべしとて是れより互ひに

庭ふ下り八郎右衛門と射術をくらべしが八郎右衛門の技術なるかと劣りけり忠彌何事やあらんとて槍を以て突かりしむ是れ亦た正雪見事ふ拂ひのけ遂に勝利を得たりしかば兩人とてもその術の及ばざるを悟是れより互ひに服して厚く交りを結びしとぞ

(以下十編に掲ぐ)

明治十四年三月十七日御届
同 年十二月一日發行

(十五錢)

編輯人 新潟縣平民 村操

神田區佐久間町
二丁目十一番地

出版人 東京府平民 月誠

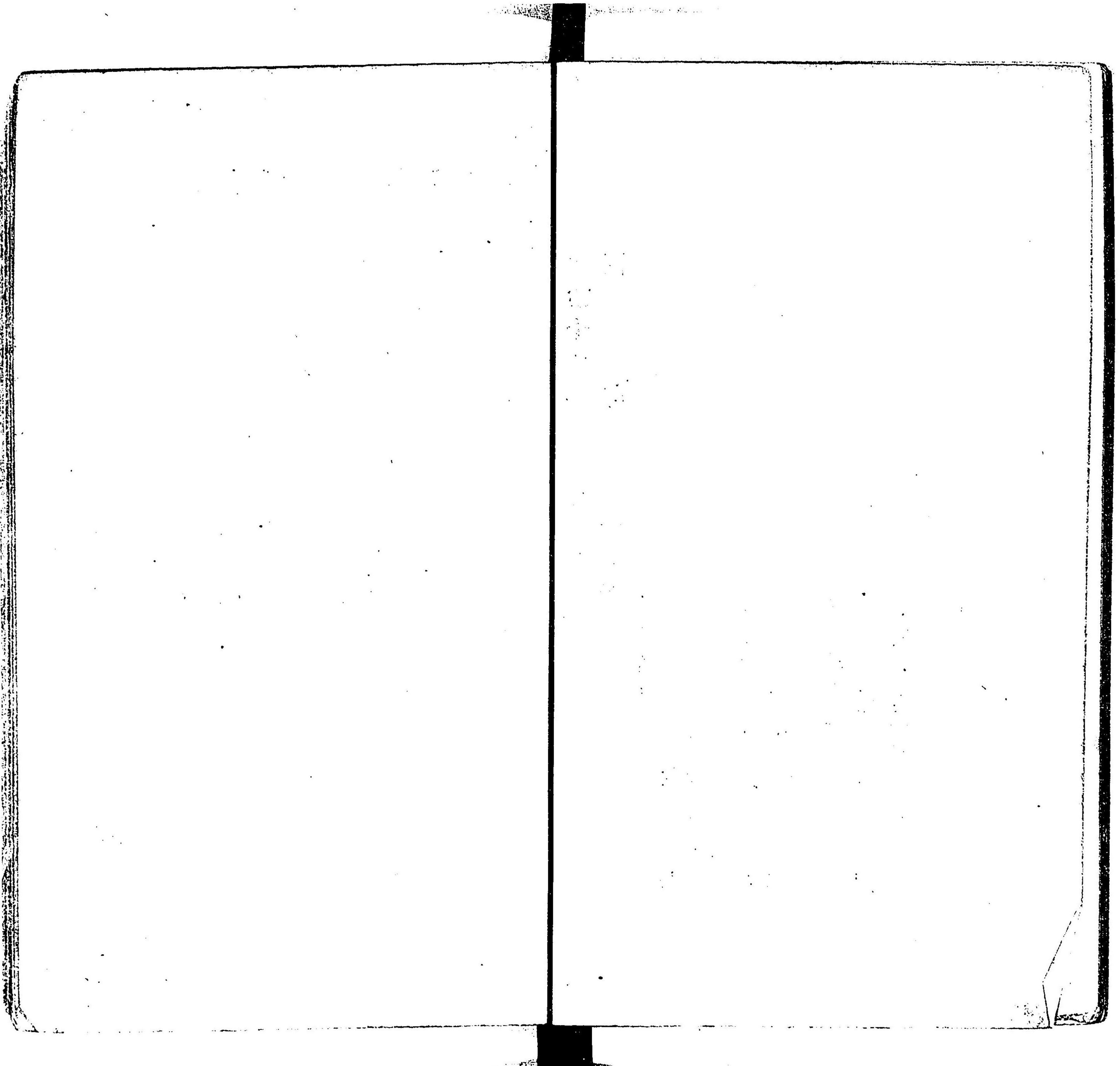
京橋區南鍋町
一丁目七番地

東京南鍋町一丁目七番地
兔屋誠

大阪唐物町三丁目五番地

大賣捌所 同支店

東京三島町 山中市兵衛



寶事譚

編 拾

○ 五斗兵衛の實說

(九編の續稿)

○ 幡隨院長兵衛の實說

(九編の續稿)

○ 淀屋辰五郎の實說

(九編の續稿)

○ 熊谷次郎直實の實說

(九編の續稿)

○ 延命院日當の實說

(九編の續稿)

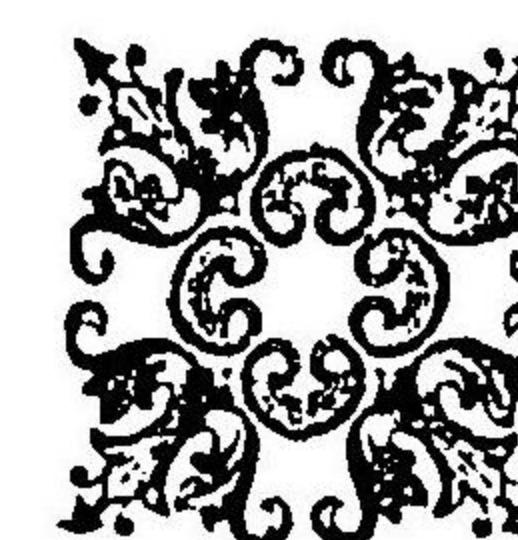
○ 忠臣藏の實說

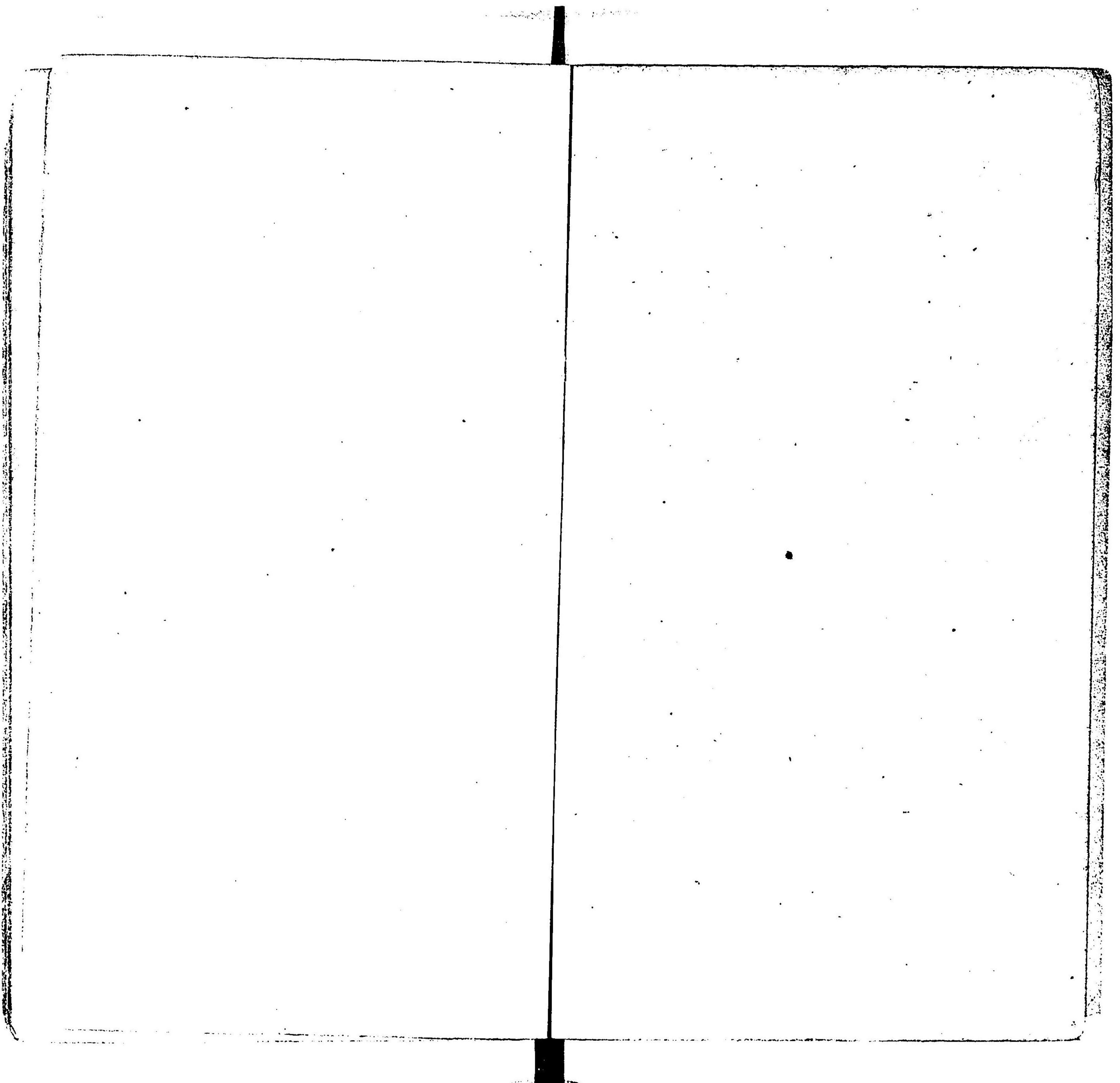
(九編の續稿)

○ 曾我十郎五郎の實說

(九編の續稿)

八段目 九段目 拾段目



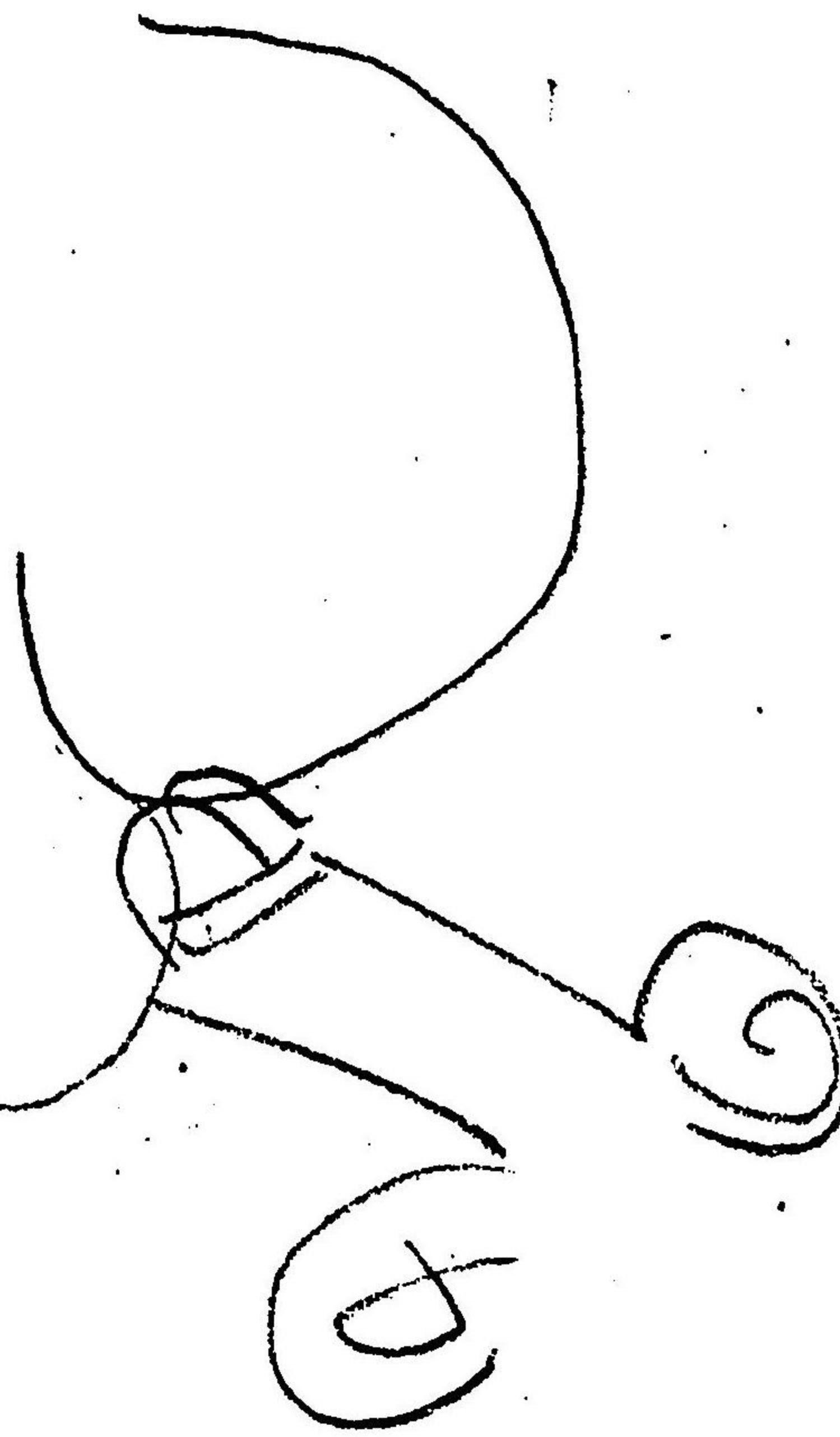


實事譚十編

○五斗兵衛の實驗

演戲稗史等に架空の人物を造り出せるが漸次に名高くな
り後にいたゞて、婦女童幼等これを實と一途に斯くの
如き人わざしありと思誤るもの甚だ多く義經屢越状」とい
ふ淨瑠璃世に行はれ世人の耳目にも慣れあるが此淨瑠璃
中に五斗兵衛といふ者の事を作りて世ふ名高しされど
も五斗兵衛といふ例の架空の人物みて經の臣下ふかゝる
名な高き後藤祐乗の名をかりて五斗兵衛の目貫師なるよ
り設け且つ後藤又兵衛基次の事と三位重衡の臣後藤兵
衛盛長との事跡を假り三人を打混じて此の五斗兵衛とい

*The first principle of practical methods used in
in part the train, in order to have for me*



ふを作り出せしあり又た五斗兵衛といふ名れ此者へ暴飲
家なる趣きつくりて後藤の字を五斗に換へ基次とんふ
名乗れ又兵衛基と云々名をそのまゝ用ゐ五斗兵衛の妻鬱が
離縁を乞ふの一殷れ前漢の朱買臣が身貧くして妻に罵ら
れ後ち出世して其妻悔ゆる故事を嵌めたるなとされば此
五斗兵衛といふ者のもとよりなりし入ならぬき今れ婦女
子らに至てれ眞に一箇に豪傑の如くに思ひ居るれ最とを
かしき事なり志かれども是ハ此の五斗兵衛のみにあらず
世上斯くの如き謡傳甚だ多し

(九編の續稿)

○幅隨院長兵衛の實說

附水野十郎左衛門 唐犬權兵衛

さて冰野十郎左衛門はじめ九人の輩ひの町奴唐犬權兵衛ら
に辱められ流る、血沙じよさを編笠ひがさもて覆ひかくし逸足いつそく出でて
小石川の屋敷やしきへ逃去とうそくりしのべこれを見聞みうんする者嘲わざわらり突つづ
ざるれなく忽ち江戸市中の大評判だいひやうとなれり此事終に幕府
へ聞えければ是は不作法ふさがの至りなりとて召出し大目附横おほのこびよ
田備中守たのぞなま十八人目附久松内犯御使番駒木曾長三郎等掛けに
て事情じようを取調とりあべしらへ十郎左衛門儀普代ふだいの下くだにて御頼ごり
母おしく思し召る、ところ數ヶ年の不行跡ふぎせき世上じよじよにうくれる
くあまつさへ此度の不覺將軍かくしゃうぐんの御名ごめいを下くだすものなとその
三罪重みがいきによと領知りぢ召上めいじられ切腹せきふく仰付おほせつけらる、ものなととて

終に切腹を命ぜられ山名某介錯してその首を刎ねり又十郎左衛門の家來四十人うち家老用八人七人へ主人八人いれず主人と、もに法外の振舞いた事を不忠不義の至りて追放となり小者中間られ構ひなく又は彼の言聞へ同道して耻辱を受けし旗下數人もをなすく罪を蒙り是れみて水野の一件れ落着せりかくて神祇組仲間の者せも捨置くして江戸別荘にして中山勘解由又盜賊改役を下付られ男達の根を開いて是れふて江戸市中静謐にいたそべしとの趣意なり段々く取調べのう

旗下五十七人大小神祇組と稱へし堀八丈島へ遠島ゆ付らるその外等へ流され大番與力兩番與力先手組與力或ひハ徒士など此黨ふ入りし者も悉く召出され遠島若くは過放に處せられたひしきふ召捕るべしとて先づ本郷お茶の水の宅へいりりて大佛三ふを捕へ來りて先頃十郎左衛門の耳聾を傳へて町奴どもをさしれ何者の仕業なるやを尋ね問ふに始めのはどい更に白状せざれば日々冰火の責めにうけて拷問ふかよびければ包みかほせずして遂に一々自狀せりそれより三ふが一命をゆるして命代りに目明を付ふまつれと言付しひ三ふ忍ち變心してこれを承知し先づ頭領の義なればとて唐次を

兵衛の事を訴へけりこれよりて與力同心大勢にて不時
ふ唐犬が家に踏込み權兵衛の母妻子小者を捕へ權兵衛を
尋ねるに今朝より外出していづれへ行きしや知らずとい
ふ近隣の者に尋ねても同様の答へなりしかば是非に及ば
ずとて人質のみ引き連れて歸る路上野廣小路みて三ふ向ふ
よりまゐるれ放駒四郎兵衛ありといふ捕手ら大ふ悦びて
摺違ひよ同心兩人左右より分れて四郎兵衛へ掛るを四
郎兵衛拳をのため向ふさよに五六間突倒したりす
よとて同心六七人にて取まくを左右の手に兩人づゝ握み合
て四人まで投げ出そその間に折重り起上り十二人の同心
上になり下になりて組合しが四郎兵衛十手にて肋をつよ
く突れ息絶ゆわるところを取り押へて遂に繩をぞ懸りに

くるそれより所々へ取手向ひて名代の男達を召捕りける
中又も薩摩源五兵衛冥途小八佐野次郎左衛門みどりが亂暴
ふれ與力同心手負ありて即坐に死したるもあとしとぞ權
兵衛はその日箕輪へ所用あとて赴き母妻子の召捕られし
妻子を引立られかく我々番を付られたりといふ權兵衛
を更に知らず歸て來て家内を見れば町内より大勢番が附
面目ありて急ばらくも身を匿すべし是れよと直ち中山殿
へよるるあと馳出して直に勘解由の屋敷へいさと今日
の詮議これありいとて捕手の方を差向けられしところ
の節遠方へよかと越したる留守うち又て母妻子を召捕

われは旨ばかり歸り承て是れまで參上仕つれ老ふる母
何れ善惡をもわきまへず又婦女幼童の拙者に身を
くるしめしも近ごろ心外の至りにいへば一應詮議のう
へ拙者に仕置や付られ三人の者ともへん慈悲を以て早
そくひ敷免願ひ奉るとナ述べければ勘解由聞届けて願ひ
にまかせ母妻子をゆるして權兵衛又暇乞させ住所へ歸そ
べしとて頼て三人を引出して權兵衛又逢はせしに權兵衛
場所柄のとゆゑ遠慮又よぶあり長物語りハ未練ふて聞
ぐるし早々歸るべしと言ひければ三人とも答ふべき詞も
あく立別れてぞ歸りけるこれより權兵衛を大勢にて取捲
き勘解由の面前に引出して勘解由願ひとほり母妻子と
も赦しかへしよりさて詮議の一通りハ年來男達を業とい
ふく

よし先達て冰野十郎左衛門を手ごめふいたしたる義相違
なきやと尋ねるに權兵衛畏みてひ尋ねの趣きいかにも相違
逃ござなくひ先頃冰野どのを手ごめ又仕りし義止むとみ
町の牢へぞ送りけるかくて日數のみあり男達とも三十七
人斬罪に處せられ是れにて江戸侠客といふものゝ斷絶せ
しと云ふ
一古寫本ふ唐犬權兵衛の事を記していはく唐犬權兵衛
ふだんもみ裏かへきのすへり取り女郎ふりのぬと
づらもれなり淺草橋にさらされ打首なりとありざる衣
類を常に着しにや又た同書に放駒四郎兵衛の事を記
してはなれ駒四郎兵衛風呂屋の二階よりおりひ處を首

を切られ前へ首下りしを片手にて押へながら相手を切殺しひ然れども七十三世命いふしれどあり是の本傳と
の異なれ又た水野十郎左衛門の事をバ水野十郎左衛
門不作法のよし上聞死罪をあだめられ某家へ預け重
々不作法の儀聞し召させられ切腹仰付らると記せり是
の因み又引きつ尙ほ長兵衛權兵衛等の事ハ諸書又見ゆ
れども大うたへ後人の偽作にて信けがたき事のみ多
く漏しぬ
俗傳彼の白井權八を幡隨院長兵衛がかくまひて扶助せ
しといふハ大ある謬りなり權八長兵衛ハ同時代のもの
にあらず權八の刑死ハ天和二年ふ在りて長兵衛の死せ
し慶安三年よりハ三十三年の後の事なり權八死罪ヲ渡

じの文ニ據れば權八そのとき三十一歳となりされば長
兵衛は死せしハ權八は生れし年より二年前の事なり是
の者なりと思誤るにいふれるなり抑も長兵衛の事を始
めて狂言ふ仕組ミシハ安永八年ふて正月森田座にて江
戸名所綠曾我と名題をつけ興行せしが此時長兵衛を中
村仲藏(初代目)權八を園十郎(五代目)唐犬十右衛門を澤村
長十郎亥のぶの惣太を尾上松助大磯の虎を小佐川常世
なりしといふ是れ長兵衛と權八とを同時の者に仕組め
る濫觴なり(此のとき狂言の世界ハ曾我なりしゆゑ此の外

に工藤を團十郎勧比奈を仲藏鬼王と小藤太を團藏等が
 つとめしといふ)此後天明八年四月中村座にて傾城吾妻
 般^{かみ}といふ名題にて仕組み白井權八を澤村宗十郎、傾城八
 重梅を中山富三郎、長兵衛女房おさち傾城花紫二役を嵐
 村次郎うづら權兵衛を助五郎放駒四郎兵衛箱根の畠右
 衛門二役を廣次、唐犬十右衛門藝子おそう二役を芳澤五
 郎市、本庄助市を破魔藏、幡隨院長兵衛を幸四郎にて鉛ヶ
 森の場^ば此時始めて仕組出せしといふこれより文化十
 年九月森田座にて男一足達引安賣^{さきやく}といふ名題にて仕組
 み又同文化年中みれ市村座にても權八長兵衛の事を演^{はん}
 しはじめて寺西閑心といふ者の事を作り出せり又^{また}森
 田座にても引つゞきて江戸紫流石見氣^{さるさきすみき}といふ名題にて

興行せしが此時權八を岩井半四郎(四代目)長兵衛を幸四
 郎(五代目)がつとめ「男の中の男一匹」といふ伎詞あるハ此
 時よりの始まりにて是ハ彼の長兵衛の辭世の歌に佛の
 中の佛なりけりとあるに據れるものありといふ(蔭膳据
 て云々の伎詞及び權八が丸又井の字の紋つきたる羽二
 重の小袖を着又た長兵衛が合羽を肩ふ懸け肩興の簾を
 揭げて出るなほも此時より始まりしなり且つ此時の口
 上看板にへ去る享和三年八月中村座にて幡隨長兵衛精
 進粗板に故人松本幸四郎そのまゝ勤めしと錦紅一
 役當時五代目松本幸四郎度々相勤めやし幡隨長兵衛の
 周忌追善ふも相成可^シと曰ふ、め被下しへども幸四郎
 殊の外難有早速^{ゆうそく}受可仕い處親共忌日^ひ六月廿七日又

坐しゆゑ祥月もふくれし上身分未熟云々と認めしと
ぞ)尙ほ此後も度々興行せしがいつも長兵衛の事にハ權
八をとり交へて仕組めるゆゑ遂に世人の惑ひを惹起し
にいふれるなり

又た長兵衛の狂言にハ必らず寺西閑心といふ者の事を
仕組めり此の閑心との即ち水野十郎左衛門の事を作れ
るなれども其名を憚りてかくハ作名せるなり決してか
・る人ありしにあらず

(をはり)

○淀屋辰五郎の實説 (九編の續稿)

かくて辰五郎入牢の後ち大坂町奉行より此旨江戸へ注進
せしに祖父の幕府へ功あるものなれば万事寛典ふ従ふべ
しと指揮ありければ謀判の罪ふるに依て死罪にも行ふべ
きあれども先祖の功ふ賞で、死をゆるし三ヶの津川構ひ
にて追放とテ渡し頓て八幡三百石の朱印地を召上げられ
さり僅ふ二千兩の金のゆゑにてかかる富豪の一朝みして
滅亡もるひうきてきとなりとて當時人々が歎せしよしか
くて檢使淀屋の家に赴き家屋地面家財のこれら没收せし
が今その所有品を列記せむに屋敷百間四方坪數にして一
万坪家作三千八百坪四間に二十間の土蔵四十八戸前あり、
珍寶のうち尤も名高きハ金の雞一つがひ一羽の目かた八

貫目づゝ此雞淀屋滅亡の前夜々土藏の中にて聲を發して鳴きしよし今に言傳へたり其安亦た辨するを待たざれども其名高き以て知るべし金の小鳥十二羽一羽五匁より八百目まで珊瑚枝長さ三尺六寸貳分徽宗皇帝の筆鷹の畫東坡比筆竹の畫定家卿の式紙五枚小野道風筆比富士山の詩紫式部の物語本自筆正宗の刀脇差十三本義光宗近等の刀百六十七本堆朱の椀五十人前同益百枚金の碁器楠正成所持の鏡一面豊太閤の唐冠虎の皮二十五枚十問横の毛鹿二十五枚等記せるに追ひらず是れまで召使ひし下女三十四人下男八十七人手代番頭貳十餘人大坂みて田地二千石尼ヶ崎堺みて抱屋敷四ヶ所船十八艘等ありしといふかくて辰五郎之三ヶの津追放にて大坂を退出する、とさ古き手代六

兵衛といふもの一人吾妻を伴ひ漸う千兩を持ち辰五郎に従ひ奈良へ赴き或る人をたのみて借屋し主従三人渡世もなく三四んを送れり寶永六年ゐいより辰五郎朱印地を賣請けんとて小者一人を引つれ女房をバ奈良に置きたるまゝ江戸へ下りしが三都構ひの身なれば町家ふ居るゝ憚りありとて某侯は屋敷内なる長屋を請受けてこれに住ひ玄米雜用を賜とり欠くる事もなくその日を送り時機を待ちゐたりけり此ころ或る人辰五郎の寓居を訪ひしム辰五郎一の壓を取出して拙者追放となりしき六兵衛といふ手代が之

さらきにて是れこそ大事の物なれとて父の代より諸方へ用立置きたる金銀の証文をのく一箱にとり纏めて拙者にあづけたり此度江戸へ下るにつきて若し用立つ義もやらんとふもひ持參せりとて蓋を開きて見せふる内に數千通の貸金証文ありて金高十八万兩と十五万兩とを一口づ・ふ用立し証文等ありふりとぞ軍家の法事等にて大赦の時に逢ざれば容易ふ聽とけらるべきにあらねば時節を俟つべしとのとなりこれより辰五郎身をつゝしみ夏のさいみ葛衣高島絹冬の絹小袖ふ蛇の袴をつけ竹の皮の革の草履ふて江戸市中を歩行せ

り正徳五年四月十七日東照宮年忌にて大赦を行はれしと
き辰五郎の願意のなひ老中辰五郎を召出して山城八幡に
於て古來の田地山林三百石下さる・旨下達し即ち朱印を
襲ひて岡本三郎右衛門をあらため八幡に居をトして三百
石を作り取りて享保年中其身を終れりとぞ
辰五郎死せり後ち引つゞきて吾妻も死せしが辰五郎に
ハ男子なく一人の娘を吾妻の腹に設けたり家を繼ぐべ
七郎といへるを聟養子として家を譲りしに文七郎身を持
きものなきゆゑ京都の城代與力安藤久左衛門の次男文
七郎にして家に在ると稀なししが妻不義をしよりとて
遂に之れを切害しそのち妻も迎へず店よりしが寛保

元年伏見にて賭博の事より人を傷けしが終に官府に聞えその黨の者と、もに三宅島へ流され是れにて淀屋の家終に斷絶せりといふ

○熊谷次郎直實の實説
世よ熊谷直實ハ平敦盛を討ちし後無常を觀して剃髪なし佛門又入りしといふ。謬りなり。直實の剃髪は敦盛の事に關しての故。又あらず別に由ありしなり。其建久三年直實久難數回にふよびけるに直實性來訥辨として自から辨明そ先づ入りぬるゆゑ我れを以て曲とせらる、ならん。れよ出で刀を抜き髪を断り大々叫びて吾れふた、び此所に詣るまといひ遂に家にも還らず直に馬を馳せて西の方へ走れり頼朝これを聞き惜しき勇士ありとて人を遣

して處々ふて遮り留めけれども直實さら聽のす京都を
さして上りしが路にて専光に逢ひしに専光も亦たひたす
ら諫めたれども是れも聽入れで遂に京都にいより新黒谷
に赴き源空上人の弟子となり名を蓮生と改めけりゆくて
居ると數年にして鎌倉に來り賴朝に謁し自ら専ら佛乘
に歸せるよしを語れり兵法武藝の事を談するに及て聞
く者いづれも歎せざるふし賴朝ねむごろふ留めされど
も聽かずして去れりとはれ直實の佛門ふ入りし故なり決
して敦盛の事に關してにあらず又た直實一の谷にて敦盛
を斬りし後ちその首と青葉の笛とを敦盛の父經盛が送り
しといふ事も世俗専ら言傳ふるところなれども此の事も
甚だ疑ふべし東鑑その外諸實錄より此事を載せずたゞ源

平盛衰記にのみ記せりされば大日本史ふも事頗る疑ふべ
しとて取られざりきさるを世に院本一谷姫軍記ふどいふ
もの行とれ此事を種として種々ある異説を附會せるゆゑ
婦女童幼の惑ふところなきにあらず殊に敦盛の代りに其
子直家(小次郎)を斬りしなど、いふに至ては妄も亦ふ極ま
れりといふべしよれども是れいたゞ奇を衒ふまでのとあれ
ども右の浮瑠璃中ふ平山季重の事を淫蕩の士の如くふ作
れる心なき業にて平山季重は無双の勇士なるをのく詔
ひたる所謂正を以て邪となその譏りをまぬかれず慎む
べきとなり二郎直家の本傳へ熊谷家譜、東鑑、源平盛衰記、黒谷
の上人傳、神皇正統記等に見えたれば今れ煩をはゝりて
述べず右等の書に就て覽るべし

○ 油井正雪丸橋忠彌の實說

(九編の續稿)

正雪忠彌と懇意をむすびける後の事ありしが或るとき、正雪忠彌の方へいたりて酒宴の餘り夜も更けされども歸るべき程も忘れて遊び居たりけるに雪の降りけるを見て忠彌言ひけるへ貴殿今宵れ心の甲冑をぬぎすてたまへ四方の梢まで皆な加勢ありけるぞやといひければ正雪聞きて名に對して雪を加勢とや御覽する吉左右かなと一入悦びけり是れ忠彌正雪の心を引見んとてうくれば言ひしあり此時正雪よみ忠彌に問ひて貴殿の管槍にて何やとの手柄ふていひふを正雪急に忠彌聞きて一人仕とせめば隨分えり此の手柄ふていひふを忠彌が口をおさへ聲を立てるに忠彌さんざ濱松の音は

といふて止みけり暫くわたりて忠彌正雪に向ひて奉公の御
望みあるよーいのなる家を望まれしやどへバ正雪日本
六十餘州あれども駿府に過ぎる所へなし更き城地にて
しといへば忠彌我れら江戸に過ぎたる所なしと思ふ
りとぞいへけるいかさま御器量かなと言ひければ忠彌も
天晴勇士のほ望をやと褒めにけりそれより間もなく夜も
明け、れば正雪も歸りけりかゝる事に托せて言ひより遂
に一味しけるとあはかくて既に逆意の趣正雪の忠彌に通
じ忠彌の正雪に語りければ正雪いふやう一味連判の神文
加ふべき輩も多しされども人を引入れむに才ある者の偽
を多く鍾ある者の働きに疏し働きあ疎くてひ語るも何の
益あらん其間こそ思慮あるべきとなれ先づ何事を思ひ

立つべきあも金子乏しくてハ成就しがたしといひければ
忠彌いとく爰ふ金井半兵衛といふ者あり飽くまで金銀又
富めりこれをかたちはばやどいひければいざさらばとて
或る日半兵衛を正雪の方ふ招き終日馳走を尽しましてあた
りの人を志りぞけて半兵衛を兩人の間へ狹み忠彌のひけ
る由井正雪事いのべ思召やらん表向ひ浪人のやうなれ
とも某儀の御扶持を蒙るといひよき後立なり浪人の誰れ
かの望の絶ゆべき若し御心を合せらる、ひいのとひひ
けるに半兵衛もさその者みて始めより此体を察しけれ
ば拒むの風情もなく只だ打うなづいてありければ兩人大
よ悦びてさらばとて神文を差出しければ半兵衛やがて一
國一城の主金井半兵衛と書きて刑形又血判を加へて押たり

けるうくて兩人思ひけるの本意を達せんとするより先づ智謀の勇士を集めてこそ自から成就すべきとなれされば諸國ふ在る浪人等もを驅き催さばやと考へを定めそれより遠國へ出趣しがわざと目に立ざる裝ひ仕立て互ひに入りたりとも知れず兩人連判状を互ひに見合ひこれを懷中より其年を越えて歸りけるが何國みていあるものを勧め山兵左衛門といふ者なり是れらをば連判状又一國一城に納め立別れけるとぞ其中尤も聞えしは佐原十兵衛長の主とぞしるしけるとぞ又た繪師彦兵衛といふものをす山の要害を画うせけるに彦兵衛何となく物語りの次にいふやう畫に習ひわるとれ我れ二十三年の春秋を磨き筆法

漸う片端を覺えたり武將にて甲斐の信玄越後の諱信と
おひ世の専ら尊ひ人なれども其肖像を画くに朝夷名等と
同じ筆勢にてよろしくと思ひる聖質武將ひすれも其相備するとあれどもこれを画く者の工夫ひ十人が九人まで
顯れありかくやすが違へあば我が一生の名折と思召して誠に足下見立ものかな我がために門出よき事をいし
くもやされたりさらば語りひんとて彼の楠の系圖旗等を
見せける彦兵衛横手を打ちてさてこそ我が詞の違とざりけれどて悦びけるその・ち正雪旗だけに切りたる羽二重白絹などを取り密に頼みて菊水の絞をかせたる

よし其の旗はたの上うえにいづれも淺間大菩薩せんげんだいふくさと名號めごうをした、
めけるとなりさればいつとなく彦兵衛ひこべやも一味いつの者ものとあり
しといふこゝに忠彌ちゆうみの母ははいつしか其子そのこの逆意ぎやういあるを悟さと
りしかば事ことあ托たくして時々訓誠くんじゆをも加くわすへけれども露聽入ききいりる
が或ある夜泪よなだらをそきて忠彌ちゆうみにぬひけるに病びやくにかりける
なり誰だれか武士ぶしの望のぞみのあるまよまよ筋すじやほる一命いつめいをすて
氏う盛さかりに榮さかえ威いきを囊ねがふ常つねの習ならひなりさりながら今いま徳川とくがわ
武術ぶじゆあり又また智ち謀ぼう尤もも熾きんなりおかるをたどへ身みふ少すくなし
らずその沙汰さた世よ上うに聞きひざる前に早はやく滅ははせんとひ思おもひよりひ
へど異見けんしけるに忠彌ちゆうみたゞ盡はりうつむきて物ものをもいはす居ゐ

りけるを母はに押おかへして我われも汝なんちを婉うみる母はなり時ときを
知しらぬれ智ちにかけたり物ものにせかる、れ勇いさにそむけり况きし
て母はが教おへを用もちおぬ法ほうやあると或あるひひ怒いかり或あるひひ嘆なげき膝ひざ
をす、め手てをとりて思おもひとべまれとぞなげきけるされと
も忠彌ちゆうひもか、る事を思おもひ立たつほの者ものなれば更またらに聽き入い
れずべ、何なく打過うちきけり志おもかるに忠彌ちゆうひの妻まごいかな
るもの、娘むすめなるを知しらざれとも早くより夫おの心こころに組くみし
大お望ぼうの一日も早く成ならんとを祈いのりしが或あるどき忠彌ちゆうひ妻まごに
暮くらし今いま日ひと送おりて早はや三四さんよ年の歲とし月つき後のち片へ時じも安やすき心こころなく昨きの日ふと
も何なん條じょう仕し損そんずべき謂いなし然しかし思おもひひぞ聞きおきたしと
今日こひにも漏あ聞きえんときはいかべ思おもひひぞ聞きおきたしと

いひければ妻答へてされば初めのはとれ胸とやろき心憂
き事にかもひしが早や中くに覺悟極め侍りぬ古よりの
烈婦を指折り數へて見るに凡そ百人に過ぎず時降り世ふ
くる、といへども君の妻ふるはとの極きへか終て心得居
彌も大に心を安トける
忠彌に二人の男子ありて兄を龜之助といひ弟を辰之助
といふ此時十五歳と五歳ふなりしとれふ又一説に兩人
の子れ加藤市右衛門といふもの、子なるを忠彌貰ひう
けて養育せしなりとぞ
かくて正雪ひそかに駿府へ赴き先づ志すところの城郭な
れば浅間山に登りて東西の手配南北の引道をとくと見濟ま
し

してさて心のうちに巧みけるもし此の市中に火を放た
ば加番れいづれも大手へ詰むるゝ掌をさせが如し然ると
きは加番の小屋へ押入り諸道具を奪ひとり跡へ火をかけ
直に久能へ乗り入り兵を以て堅めなば是れ万全の策なりと
思ひけるが兵糧の用意こそ軍陣の専一あれいかゞそべど思
ひしが屹度思ひ出しけるやう足洗村の半左衛門といふ百姓
姓こそ音に聞えふる大富者なればこれをそかして見はや
とふもひ同村へ訪ひいより案内を乞ひけるに半左衛門大に
悦び招き入れて種々饗應しける宴酬なるふよびて賤し
き者の金銀こそめぐるものなれと思ひければ黃金一枚取
し是れ某侯より拜領せり家の飾りあもなるべしとて贈
りけり半左衛門賞でよろこびて妻子を呼び集めて示しけ

四十三

る是れより夫婦をはじめ智々正雪をますく尊み敬ひければ正雪仕濟したりとかねての望みを語り遂に一味連判の八數ふ加へけるが此半左衛門の働きにて兵糧の用意整ひたりといふ

(以下十一編にかゝる)

は
は
は
は
は
は
は
は
は
は
は

○延命院日當の實説

是延命院日當の事は小説にも作り演戯にも仕組みたれども亦た例の附會説はみ多し因て今その實傳を掲げむとされへども事蹟も左までの事あければ煩を厭ひて左又その文のみを載せて止みぬ是れにてその大要は知るを得べし日當との小説家が字を換へたるふて實は日道といひしあり又刑死に遭ひしどき年まだ若かりしやう演戯などに作りふれとも實は四十歳なりしといふ四十歳の僞法師が淫婦湯女はの愛顧を得たるも最はとをかし

罰文の寫し

享和三年寺社奉行掛りにて落着

谷中日蓮宗

五十三

延命院住持

日道

亥四十

右之者儀一寺住職たる身分をも不顧淫欲を恣にし源太郎妹又ハ大奥部屋方下女ころと及密通其外屋形向相勤は女兩三人に艶書を送り右之女参詣の節遂密會或ひれ堕胎の薬を用ひ物て破戒無慾之所行にし其上寺内作事之儀奉行所えや立し迄を引違勝手まゝに建直しこ共重々不届の至りに付死罪申付之

右延命院納所
柳全

此者儀延命院所化みて女犯不相成身分に罷在ながら新吉原五十軒道清太郎母りせど致密通及女犯い段不届に付晒の上觸頭に相渡寺法の通り可取詞旨ヤ渡引渡し遣す

同六十六

立花左近將監家來

平田久太郎伯母

初瀬事

あを

此元尾張殿與若年寄す此者儀延命院所化みて女犯不相成身分に罷在がら新吉原五十軒道清太郎母りせど致密通及女犯い段不届に付晒の上觸頭に相渡寺法の通り可取詞旨ヤ渡引渡し遣す

至より依之永く押込おさこヤ付る

靈岸島長崎町和助店

喜平次妹

西丸大奥

梅村下女

乙ろ

其方儀大奥部屋方下女奉公相勤せうい節延命院日道と密會致ひ段不愼之至りにひ依之武家奉公を構押込おさこヤ付る

一橋殿用入

井上藤十郎妹

はな

紀伊殿家來書院番

石川千右衛門姉

由井

一ヶ橋殿與相勤せうい

其方儀屋形向奥奉公云々押込

谷中善光寺門前

家持源太郎妹

きん

其方儀延命院日道と云々押込

西丸御鍵口

梅むら

其方儀勤柄之儀にひ處谷中延命院に祈禱相頼度文通ふ及
びひ迄に相聞云々相愼可罷在ひ

西丸吳服の間

世野の世野の間

西舉公相勤せうい身分に有間數不愼之儀共相聞かねい旨内意ないや達

十四

病氣にて引込ひきこ奉公御免相願めんあいねがひは、願の通り御免可めんこう被成ひせい

しる

新吉原五十軒道居しんよしわらい

次右衛門店武右衛門方に

清太郎母せいたろうは

右三十日押おさ込こ

中奥御番なかおくごばん

水野左近娘みずのさうにむすめ

西丸奥醫師せいまるおくひじ

山添照養院娘さんてんしょうよういんむすめ

右銘々親へ口達御暇の上被仰付方有之

通鹽町勘七店

傳右衛門母だんうゑもんは

つて

大傳馬町武右衛門店

和太郎妹わたらわい

くに

牛込中里村六右衛門方に居うしごめなかざかむらい

勘七姊かんしちわい

くま

右屹度叱り尙ほ右の外にも二三人はを罰を蒙りしものありしといふ

○忠臣藏の實說

八段目 九段目 十段目

山城の國山科なる西の山村に進藤源四郎の先祖の舊地あり淺野家斷絶の後ち源四郎の舊知をたよりて此地に來と住むせよ玄かるに大石内蔵助の赤穂城明渡しの後尙ほ同地より一揆を企て争鬭にふよびければこそを鎮撫し頓て穩ふなりけるを見てさらばとて船にて大阪へ赴き同志の寓居に於て赤穂の浪士傳へ聞きて訪ひ來りいづれも誓紙をもとく思ひ都の内の人目つゝましとて進藤源四郎に縁をもとを訪ひ玄ばし日を經たりしが難波のよしわしもむづかしを訪ひ来て山科ふて宅地を買ひ身を托するに計をなしよりこゝに於て赤穂の浪士傳へ聞きて訪ひ來りいづれも誓紙をもと

そ復讐の志を告げにけり忠魂義膽のもの或ひ名聞利慾のものこれかれ凡そ百十餘人あり志かるに或る日一人の男來りて大石の屋敷の邊りとある名高き稻荷塚といふに詣うて内藏助の行跡をみづね且つ浪人の出入を問へり源四郎これを怪み内藏助にかくと告ぐそのころの噂さに仇て赤穂浪人のありさまを窺ふと専らいひ合へり内藏助このよしを聞きその心をゆるめんとて故ど家を造るゝ京都の田地をもとめ専ら老後の樂地をあし且つ子孫の後榮を木町等の遊女屋へ通ひ身の放蕩いはんのふなく果に八道

路に醉倒れなししてほらゆるたとけを尽したとければろ
江戸に見えずとて各々關東へ歸りけるとなり
のころの人口すさまに「あかほでわるうてあこう浪人大
も見えずとて各々關東へ歸りけるとなり
藏助山科に住居せしハ實事なりされども加古川本藏助
例の虚説なり與三兵衛が此所へ尋ね來り死するといふ
しを神妙のいたりありとて幕府より知行五百石を加へ
られしやどありいかで内藏助へ罪を謝せむる山科等
のものこれかれ凡そ百十餘人あり志かるに或る日一人の
男來りて大石の屋敷の邊りとある名高き稻荷塚といふに
詣うて内藏助の行跡をみづね且つ浪人の出入を問へり源
四郎これを怪み内藏助にかくと告ぐそのころの噂さに仇
て赤穂浪人のありさまを窺ふと専らいひ合へり内藏助
このよしを聞きその心をゆるめんとて故ど家を造るゝ京都
の田地をもとめ専ら老後の樂地をあし且つ子孫の後榮を
木町等の遊女屋へ通ひ身の放蕩いはんのふなく果に八道

へ赴き無用の死と取るべきやその女を主税(即ち力彌)よ
結婚させしと並に戸無瀬なぞいふもの、事の因より根
無し説なり是れ皆な淨瑠璃作者が異事を造り出して人
目を娛ましめんを務むるに出でしあり
小浪戸無瀬といふ名ハ加古川といふ苗字より思起し
て縁あるものを以て作り設けしにて又お石といふ名
もその夫の氏を大星となしその實稱大石を片取りて
つけしなり淨瑠璃ふれかゝる名多し
第十段目天川屋の段 天川屋儀兵衛とハ即ち天野屋利兵
衛の事なり利兵衛の實傳ハ六編に記せるが如しこれを
種として作者が附會せしなり

○曾我十郎五郎の實説
曾我十郎名を祐成といひ小字を一萬と呼べり五郎名を時
致と以ひ小字を筐王と呼べりともに伊東祐親の孫あり父、
河津祐泰故ありて從祖父工藤祐經のために殺されたり(祐
泰尊卑分脈にハ祐道に作れり今ハ東鑑に從ふ時又一万五
歳宮王三歳なり其母祐泰の屍をいだきて泣のなしみ思ひ
はあまりに兩人の子を搔撫ていひけるハ腹のうちある子
はだよも母のいふとをバ聞き知るものを況して汝ら已に五
歳と三歳になるぞのし十四五歳にもならば親の離を討う
妻に見せよと嘆きければ一万死したる父の貌を熟々と見
て涙をおさへいつかふとみしくあり父の敵の首きりて人を
々に見せまゐらせんとぞいひける後ち母ゆゑありて曾我

祐信の方へ再縁せしるべ兄弟もとも引取られ祐信のふれすいつうれはれぬ年稍や長するにふよびて父の事を少しも忘れんを討ちとり母の心を慰め亡父の思ひとも晴さんとて荷ばかり初の戯れにも刀撃つ業をもて遊びとせり或るとき一万弓を挽きて屏障を射しを見て筥王いひける父の仇を討たむになど弓を用ゐりやとて自のら木太刀をとりてこれを二三ツ打て遙に打くだきけり又た九月十三日の夜月の限になく照らそ庭内ふ出て遊びを見て一万あれ御覽せよ箱王の羽を連れねて雁のいづくをさしての飛ぶらん一羽も離れぬ箱王の雲井のましさよどぬふを箱王聞きて何うへさほせに義むべきた

己のが友を伴ひて歸るなりといふ一万さにあらずいづれも同じ鳥ならば鷺をも鷺をも連れよかしさるに空飛ぶ鳥も已れが友ばかりあり今五羽あるハ一羽の父鳥一羽母の眞の母なれども曾我のハ眞の父あらで戀ひしどかしとて泣けり兄弟かくの如く思ひを焦し心を勞し復讐の念はまだ一日も解らざりきかくて一万十二歳箱王九歳の念はまだ一日も解らざりきかくて一万十二歳箱王九歳に向ひて保元の戦ふ爲義斬られ平治の亂に義朝長田に討たれしより以降騎りし平家を悉く滅して兵馬を心のまゝすると我が先祖又於てハ頼朝ふ勝る果報者わらじとあ

りけれど一同によんひと答へけり。に工藤祐經進み出でやける。仰の如く四海静より何處も波風起たざる。ころに間近き御膝の下に於きて幼くいへども末の御懇どなるべき者こそ二人いへどあるに祐經承りて先年研られし伊藤祐親の孫二人父阿津にふくれ今れ繼父曾我祐信が許ふ育これ居るなり此二人成長の後御敵とやあせしべらん又えうわる心安き者に思ひつるふ末に敵を養ひ置く。心得すとて坐を引具してまゐれよ若し異議におよばば即坐ふ首を刎て坐と命あり景季畏とて直に曾我へいたり祐信の館

へ案内して曾我殿や在ます君の御使に景季參りたりといはせけれど祐信何事やらんといそぎ對面して思ひよらざる御入りめづらしといひければ景季も暫く苔禮してさんじぬ使にまわりたりといふばかりにて流石に言出さずありしがや。あひて御爲めにゆ。しからざる仰せを蒙せて参及よれば頼朝が末の雖なりいそぎ具してまゐるべしとの命を蒙りてひといひければ祐信志ばし涕にくれけるがや、聞いて仰せの趣き違背すべきあらず連れてまゐるべしさて候事のゆゑれ故伊藤の、孫殿原養育のよし君に聞かれて亡よし伊藤が孫とて二人の幼き者ともをまゐらせよどて御便に梶原殿の來られよりといひければ母聞あへず大い

又驚きてアナ悲しや是れなにと成り行く世の中ぞや夢と身の上のかなしさよとて頼て二人の兄弟を呼寄せていかにや汝ら細かに聽け祖父伊藤せの、鎌倉殿に情あくありしゆゑ名にその孫とて汝らをめさる、ぞや汝らの先祖東國に誰又か劣るべき鎌倉殿の前なりとも恐る、となく最期のをりあれ別て臆そる色あるべららずと口につけなげ然どれ存ドリへども思ひれ尽くべきにもあらず疾くくと促してやがて引離しひの兄弟を率て祐信もろとも夜に入りて鎌倉へ着きにけり翌朝景季賴朝の前より出て昨夕二人の兄弟を召具してひ母や祐信の嘆き述ぶるに詞なし

悲しき事をこそ見てしひつれ同ト仰を蒙るとも戰場にして一命を果しひはん事れ物の數とも存ぜざれども斯やうなる難儀に遭ひぬる事れひはす恐れ多くひへども幼き者ひければ汝がやすところ道理とれ思へども伊藤祐親が情を討たんとせし恨みに遭る方なしさされば渠らが末れいの居たりけり時ふ和田義盛進ミ出で曾我の祐信の養子をも誅せらるゝとのによしを承はりつるがほはれ某しにひ預け

ひへかしとひければ彼らが事へ聽入るべからずと更に此事を聞きいそぎ伺候して伊藤が孫どもにまだ幼くひへば成せん入のはじ重忠にほん預けゆるべしとおみじく請ひけるに頼朝汝の願ひあれども此事のみへ聽きがたしとあるを重忠かよねてほん詞をかへすと恐れ多くひへども渠ら成人の後ちいゝなる振舞へたそとも重忠身に引受けて眼捌きやすべし渠らぬは敵の末なるとれやそまでなしされどもまだ幼き者どものとなればその心も定まらずひへば寬大ふ己そ計らひたまふべけれ辱けなくも重忠君の恩遇を蒙り顯榮に誇ると餘の人超えたりされば重忠が請願何事もかなふべしと人々存するところにほん允されなくば命

活きても無益なり早くほん前にて首をめされひへそれかなはずべ自害仕るべしと切に諫めければ頼朝遂にこれを納れてさらば此ものども救けられば頼朝遂にこれを納しそざ人もて祐信の許へ幼き人々の事漸うみて重忠請ひ受けたり速に曾我へ歸らるべしと言ひ送りければ祐信喜びて曾我へぞ歸りける

(以下十一編にかゝる)

明治十四年三月十七日御届

(十五錢)

同 年十二月十五日發行

編輯人 新潟縣平民

松 村

神田區佐久間町
二丁目十一番地

出版人 東京府平民

望 月

京橋區南鍋町
一丁目七番地

操

發兌元

東京南鍋町一丁目七番地

兔

大阪唐物町三丁目五番地

大賣捌所

東京三島町 同支

誠 誠

Tokio

Tosho-Kan



